

入札公告(造林事業)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

平成28年11月8日

分任支出負担行為担当官
島根森林管理署長 大賀 雅司

1 事業の概要

- (1) 事業名 小田国有林外森林整備事業(造林)
- (2) 事業場所 島根県出雲市多伎町小田 小田国有林外
- (3) 事業内容 地拵 0.34ha
植付(改植) 0.34ha(単木保護管設置を含む)
除伐Ⅱ類 23.88ha
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成29年12月11日まで

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号(以下「予決令」という。))第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成28・29・30年度全省庁統一資格(以降「全省庁統一資格」という。)の「役務の提供等(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加者の資格に関する公示(平成28年2月15日)に基づきCに格付けされている者であること。なお、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者については、同公示に基づきB又はDに格付けされている者を含むものとする。
また、これらの競争参加資格を有していない者であっても競争参加資格の確認申請を行うことができる。
ただし、入札時点において全省庁統一資格の「役務の提供等(その他)」等を有していない場合は競争参加資格がないものとする。

造林事業の等級区分(役務の提供(その他))

数 値	等 級
75点以上	A
55点以上 75点未満	B
40点以上 55点未満	C
40点未満	D

- (3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - ① 事業を共同連携して請け負うことを目的に結成された共同事業体であり、目的等必要な事項を明らかにした協定書を締結していること。
 - ② 共同事業体の構成員の全てが全省庁統一資格の「役務の提供等(その他)」を有すること。
 - ③ 共同事業体の構成員が当該発注案件に対して単体企業として入札を行わないこと。
 - ④ 共同事業体の等級は代表者の等級とし、(2)に定める等級であること(代表者が認定事業者である場合は、(2)なお書きで読み替え適用する等級であること。)
- (4) 全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「中国」を選択している者であること。

- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(「競争参加者の資格に関する公示」(平成27年12月24日)9(2)に規定する手続をした者を除く。)でないこと。
- (6) 平成13年4月1日から平成28年3月31日までの間に完了した当該事業と同種の事業である「造林(地拵、植付、下刈、つる切り、除伐、除伐2類、枝打、保育間伐(本数調整伐を含む)及び衛生伐)事業」を実施した実績(国有林野事業発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む。)を有すること。
なお、共同事業体としての事業実績は、出資比率が20%以上の事業に限る。
- (7) 同種事業について、平成26年4月1日から平成28年3月31日の間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知)」(以下「事業成績評定要領」という。)による事業成績評定を受けた造林事業がある場合は、当該事業の評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 次に示す現場代理人が常駐できること。
① 当該事業に配置を予定する現場代理人にあつては、入札参加者が直接雇用する者であること。
② 同種事業に3年以上従事しており、事業の適正な実施が見込める者であり、年間少なくとも1回以上従事し、かつ、通算で3年以上従事していること。なお、従事期間は連続する3年である必要はない。
③ 現場代理人を複数配置する場合は、その全員が①及び②の条件を満たしていること。
- (9) 当該事業の実施において、次に示す資格等を有する技能者を配置できること。
刈払機を使用する場合は安全教育の修了者、チェーンソーを使用する場合は「伐木造材等の作業にかかる特別教育の修了者」及び「困難を伴う伐木及びかかり木等の処理作業に係る特別教育の修了者」を配置できること。
なお、その他法令上定められた資格又は安全教育(以下、「資格等」という。)が必要な作業を行う場合は、当該作業に必要な資格等を有している者を配置できること。
- (10) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書等の提出期間、場所及び方法
① 提出期間：平成28年11月9日から平成28年11月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。)
② 場 所：〒690-0873 松江市内中原町207
島根森林管理署 総務グループ
電話050-3160-6130
③ 提出方法：入札説明書に示す様式により、原則として郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る)により、②の場所に①に受付期間内に必着とする。
なお、電子メール又はFAX等の電送、指定された郵便以外での郵送、期間内に必着しなかった申請は受け付けない。

また、提出した申請書等の差替え及び再提出がある場合は、①の提出期間内における郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る）は受け付ける。

- (3) 申請書等は入札説明書により作成すること。
- (4) (2)に規定する期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0873 松江市内中原町207
島根森林管理署 総務グループ
電話050-3160-6130

(2) 入札説明書等の閲覧・貸出期間、場所及び方法

- ① 貸出期間：平成28年11月8日から平成28年12月14日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。）
- ② 場 所：〒690-0873 松江市内中原町207
島根森林管理署 総務グループ
電話050-3160-6130
- ③ その他：資料は無料である。

入札説明書及び閲覧図書はインターネットの近畿中国森林管理局ホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/tender.html>)からダウンロードすること。なお、ダウンロードが不可能な場合は、電子データで交付するのでデータを記録することができる記録媒体（CD-R、CD-RWに限る。）を持参し窓口で申し出ること。

入札説明書及び閲覧図書の郵送での配布はしない。

(3) 入札及び開札の日時、場所並びに提出方法

- ① 入札書は、平成28年12月15日8時50分までに島根森林管理署会議室へ持参すること。
なお、郵便（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「12月15日開札、小田国有林外森林整備事業（造林）の入札書在中」と朱書し、平成28年12月14日17時00分までに必着すること。（郵便により提出する場合の送付先は、3.(2)の②に同じ。）電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
ただし、再度の入札は引き続き行うので、郵便入札を行った場合は再度の入札に参加できない。
- ② 事業費内訳書については、入札書と別封により（郵送の場合は①の外封筒に入れて）提出すること。
- ③ 開札は、島根森林管理署において行うこととし、平成28年12月15日9時00分とする。落札結果については、執行後、郵便による応札者に電話、ファックス又は文書にて通知する。
- ④ 競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

5 現場説明会

現場説明会は実施しない。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金：免除
 - ② 契約保証金：免除

- (3) 事業費内訳書の提出
- ① 個々の物件の入札に際し、入札書に記載する入札金額に対応した事業費内訳書(別紙様式6)を提出すること。
 - ② 事業費内訳書の提出のない入札は無効とする。
- (4) 入札の無効
- 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札及び不正な行為を行ったものによる入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
- 落札者の決定は、競争参加資格が確認された者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格が1千万円を超える事業について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 契約書作成の要否：要
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口
3(2)の②に同じ。
- (8) 詳細は入札説明書による。
- (9) 造林事業請負標準仕様書、造林事業請負契約約款については、近畿中国森林管理局ホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/provision.html>)からダウンロードすること。
なお、上記のダウンロードを持って契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は、本公告日とする。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ

「http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html」
をご覧ください。